

米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求める意見書

環境影響評価の手続については、今年6月の日米安全保障協議委員会において名護市辺野古にV字型滑走路の代替施設を整備することを正式に決定するとともに、米国から目に見える進展を求められたことにより、同手続が再び動き出している。

このような状況の中、去る10月27日に野田内閣総理大臣は、仲井眞知事に対し、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向けた環境影響評価書を年内に提出できるよう準備を進めていると正式に伝えた。

さらに同評価書を年内に提出する方針を米国に伝達している。このような姿勢は、県内移設に反対を求める県知事、県内41市町村長及び県民の総意を無視するものであり、到底看過できるものではない。

なお、環境影響評価の手続は、知事が許認可権を持つ公有水面埋立ての申請が行われることになり、移設に向けた手続が一步進むことになることから、評価書の提出を容認することはできない。

よって、名護市議会は、県民、市民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、米軍普天間飛行場の県内移設に反対し、国外・県外に移設を求めるとともに、環境影響評価書の提出を断念するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年11月29日

沖縄県名護市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、
内閣官房長官、沖縄防衛局長、沖縄県知事